

議案第34号

つくば市職員の旅費の特例に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年2月21日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市職員の旅費の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、職員の旅費の特例を定めるものとする。

(旅費の特例)

第2条 職員には、他の条例の規定にかかわらず、当分の間、旅費（費用弁償として支給する旅費を含む。以下同じ。）のうち日当を支給しない。

(適用除外)

第3条 前条の規定は、次に掲げる職員には、適用しない。

- (1) つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和62年つくば市条例第14号）第5条第1項の規定により旅費を支給するもの
- (2) つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）第4条第1項の規定により旅費を支給するもの（同条第5項に規定する非常勤の嘱託員を除く。）
- (3) つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（昭和63年つくば

市条例第135号) 第13条第2項の規定により旅費を支給するもの

- (4) つくば市が招致する外国人住民の職員の給与及び旅費に関する条例 (平成3年つくば市条例第55号) 第5条第1項の規定により旅費を支給するもの
(他の条例の適用の特例)

第4条 この条例が廃止されるまでの間における次の表の第1欄に掲げる条例の規定の適用については、同欄に掲げる条例の同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	第5条第2項	の受ける額	がつくば市職員の旅費の特例に関する条例 (平成30年つくば市条例第 号) 第2条の規定を適用しないとした場合に受ける額
つくば市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例	第4条第2項	の受ける旅費の額	がつくば市職員の旅費の特例に関する条例 (平成30年つくば市条例第 号) 第2条の規定を適用しないとした場合に受ける旅費の額 (第5項に規定する非常勤の嘱託員にあつては、別表に掲げる職に相当する職員の受ける旅費の額)
つくば市固定資産評価審査委員会条例 (昭和62年つくば市条例	第14条	支給する。	支給する。ただし、支給する旅費の額については、一般職の職員がつくば市職員の旅費の特例に関する条例

第28号)			(平成30年つくば市条例第 号) 第2条の規定を適用しないとした場合に受ける旅費の額とする。
つくば市消防団の定員, 任免, 報酬, 服務等に関する条例	第13条第2項	受ける旅費の額	つくば市職員の旅費の特例に関する条例(平成30年つくば市条例第 号) 第2条の規定を適用しないとした場合に受ける旅費の額
つくば市が招致する外国人住民の職員の給与及び旅費に関する条例	第5条第2項	及び支給方法は, つくば市職員旅費条例(平成元年つくば市条例第8号)	はつくば市職員旅費条例(平成元年つくば市条例第8号)の適用を受ける職員がつくば市職員の旅費の特例に関する条例(平成30年つくば市条例第 号) 第2条の規定を適用しないとした場合に受ける旅費の額とし, その支給方法等は同条例
つくば市証人等に対する実費弁償に関する条例(平成7年つくば市条例第4号)	第4条	受けるべき額	つくば市職員の旅費の特例に関する条例(平成30年つくば市条例第 号) 第2条の規定を適用しないとした場合に受けるべき額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の施行の日前に出発した旅行に係る旅費の支給については、なお従前の例による。